⑦　情報システムからの漏えい等を防止するための技術的安全管理措置
（例）
・　個人データへのアクセスにおける識別と認証
・　個人データへのアクセス制御
・　個人データへのアクセス権限の管理
・　個人データへのアクセスや操作の記録及び不正が疑われる異常な記録の存否の定期的な確認
・　情報システムへの外部からのアクセス状況の監視及び当該監視システムの動作の定期的な確認
・　ソフトウェアに関する脆弱性対策（セキュリティパッチの適用、当該情報システム固有の脆弱性の発見及びその修正等）

なお、不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿で、事業者において全く加工をしていないものについては、個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられることから、それを処分するために文書細断機等による処理を行わずに廃棄し、又は廃品回収に出したとしても、事業者の安全管理措置の義務違反にはならない。

⑶　従業者の監督【法第21条関係】

財務省関係事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

その際、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、個人データを取り扱う従業者に対する教育及び研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

⑷　委託先の監督【法第22条関係】

①　財務省関係事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者（以下「委託先」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

その際、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

②　財務省関係事業者は、委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第20条で求められるものと同等であることを確認するため、委託先の体制、規程等の確認に加え、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人情報保護管理者等が、適切に評価するよう努めるものとする。

③　財務省関係事業者は、委託契約等において次に示す事項について定めるよう努めるものとする。

ア　委託先の個人データの取扱いに関する事項
（例）
・　委託先において個人データを取り扱う者（委託先で作業する委託先の作業者以外の者を含む）を明確にすること
・　委託先において講ずべき安全管理措置の内容

イ　委託先の秘密の保持に関する事項

ウ　委託された個人データの再委託に関する事項
（例）
・　再委託の可否及び再委託を行うに当たっての委託元への文書による事前報告又は承認

エ　契約終了時の個人データの返却等に関する事項

オ　契約内容が遵守されなかった場合の措置
（例）
・　安全管理に関する事項が遵守されずに個人データが漏えいした場合の損害賠償に関する事項

④　委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、個人情報保護管理者等が、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価するよう努めるものとする。

委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続を求める、直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、再委託先が法第20条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認するよう努めるものとする。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。

7．個人データの第三者提供に関する義務

⑴　第三者提供の制限に関する原則【法第23条第１項関係】

財務省関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

⑵　第三者提供の制限に関する例外【法第23条第１項関係】

次の各号のいずれかに該当する場合は、⑴の規定にかかわらず、個人データを第三者に提供することができる。

①　法令に基づく場合
（例）
・　令状に基づく警察や検察などによる捜査への対応（刑事訴訟法第218条等）
・　捜査に必要な取調べや捜査関係事項照会への対応（刑事訴訟法第197条等）
・　令状に基づく警察による触法少年の調査への対応（少年法第６条の５）
・　触法少年の調査に必要な質問や調査関係事項照会等への対応（少年法第６条の４等）
・　証券取引等監視委員会の職員、収税官吏又は税関職員による犯則事件の調査への対応（金融商品取引法第210条、第211条等、国税犯則取締法第１条、第２条等、関税法第119条、第121条等）
・　裁判執行関係事項照会への対応（刑事訴訟法第507条）
・　裁判所からの公務所等に対する照会への対応（刑事訴訟法第279条、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第24条第３項）
・　裁判所からの文書送付の嘱託や調査の嘱託への対応（民事訴訟法第186条、第226条、家事事件手続法第62条）
・　家庭裁判所調査官による事実の調査への対応（家事事件手続法第58条）
・　犯罪被害財産支給手続関係事項照会への対応（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第28条）
・　疑わしい取引の届出（犯罪による収益の移転防止に関する法律第８条第１項）
・　徴税吏員、税務職員又は税関職員の質問検査への対応（地方税法第72条の７、国税通則法第74条の２から第74条の６、関税法第105条）
・　弁護士会照会への対応（弁護士法第23条の２第２項）
・　国勢調査などの基幹統計調査に対する報告や行政機関の長からの協力要請への対応（統計法第13条、第30条）
・　児童虐待に係わる通告（児童虐待の防止等に関する法律第６条第１項）

なお、当該法令に、第三者提供を受ける相手方についての根拠のみ規定され、第三者提供をする義務までは課されていない場合には、財務省関係事業者は、当該法令の趣旨に照らして第三者提供の必要性と合理性が認められる範囲内で対応する必要がある。